

センターの登録手続きについて

- ①4月から団体・グループの代表者や連絡先が変わる場合は、「知多市市民活動センター登録変更申請書」の提出が必要です。
 - ②市民活動室のメールボックスの利用は年度更新となっています。4月以降も継続又は新規で利用する団体は、「メールボックス利用希望届」の提出が必要です。
 - ③ロッカーの利用を希望する団体は、「知多市市民活動センター利用申請書」の提出が必要です。
- ①、②、③に該当する団体の方は、各申請書等を記入の上、市民活動室総合受付に提出してください。

ボランティア活動保険について

国内において、ボランティア活動中に

- ①ボランティア本人がケガをした場合（病気は補償の対象外）
- ②ボランティアの方々が他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合を補償します。

保険期間 令和4年4月1日午前0時から
令和5年3月31日午後12時までの1年間

保険料 1人250円～800円
※中途加入の方: 加入手続完了日の翌日午前0時から
令和5年3月31日午後12時まで

申込・問合せ 知多市総合ボランティアセンター
☎0562-39-0800 FAX:0562-39-0820



- ①会議室や印刷機器の利用は市民活動センターの登録が必要です。
- ②会議室利用時は、受付にて利用許可書のご提示をお願いいたします。
- ③会議室利用後は、受付スタッフが掃除・忘れ物の点検をさせていただきます。お声掛けください。

市民活動センターニュース 編集・発行

発行日 2022年4月27日

知多市市民活動センター 市民活動室
(市民協働課)

知多市緑町12-1
TEL: 0562-31-0381
FAX: 0562-32-3160
Email: chitanpo@ma.medias.ne.jp



総合受付で
ウクライナ避難者支援募金

受付中！！
(サポートちた管理)

令和4年
4月

36号

知多市 市民活動センター ニュース

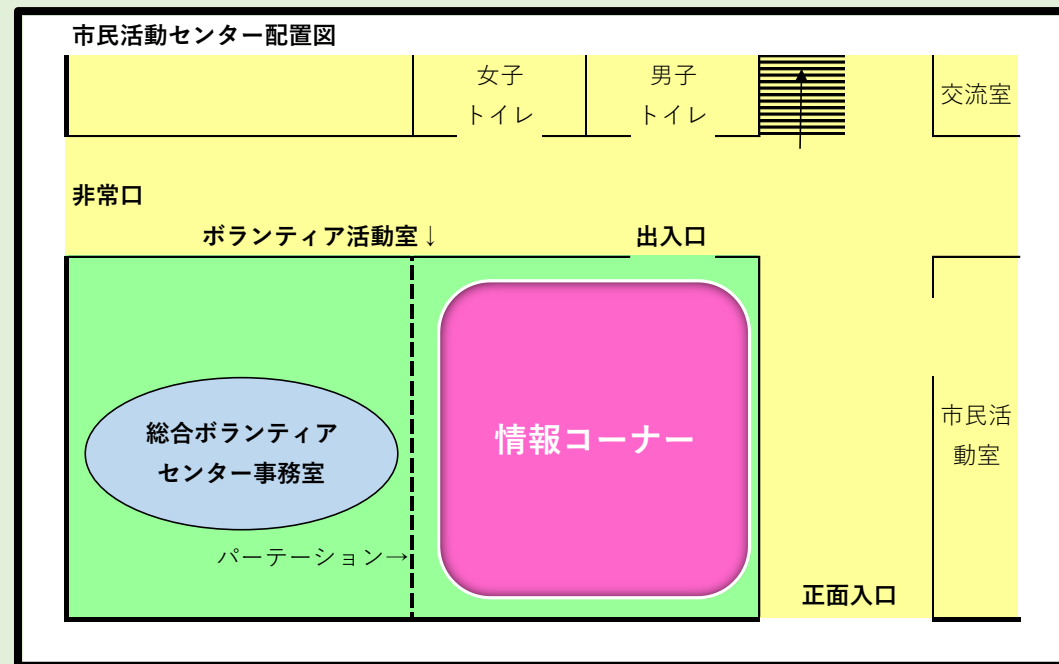
利用者アンケート

6月1日(水)～6月30日(木)
実施します。
ご協力ください！



市民活動センターに「情報コーナー」新設

ボランティア活動室の東側半分を「情報コーナー」として、土曜日、日曜日に開放します。「情報コーナー」では市民活動やボランティア活動などの情報が入手できるほか、ちょっとした打ち合せや、作業スペースとしてご利用できます。(令和4年4月1日オープン)



市民活動室の印刷機が 新しくなりました

◎紙の原稿で印刷機をお使いの方へ

紙の原稿を読み込んで印刷する場合は、利用方法に変更はありません。これまでどおりご利用いただけます。

◎USBメモリーのデータで印刷機をお使いの方へ

USBメモリーのデータで印刷機をお使いになる場合は、ドライバーをインストールする必要があります。旧印刷機のドライバーでも印刷できますが、新しいドライバーへの切り替えを推奨します。

文章のみを印刷する場合は、紙原稿でOK!!
写真を印刷する場合は、USBを使用した方がキレイに印刷できるよ!!

★新機種 リソグラフ「SP935 II」

<https://www.riso.co.jp/dl/> ドライバーはここからインストールしてください。



ロッカー (鍵付き)

1区画 月200円

高さ42cm×幅40cm×奥行48cm
団体活動で使用する荷物などを置くことができます。



メールボックス

無料

センターからの手紙を受け取る他、団体間の連絡などに使えます。



※利用を希望する場合は、裏面のセンターの登録手続きについてをご覧ください。